

特定損傷特約(2022) 目次

(2022年4月実施)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の保険給付に関する規定

- 第3条 給付金の支払
- 第4条 給付金を支払わない場合

第3編 この特約の締結後の取扱いに関する規定

- 第5条 中途付加された特約の責任開始期
- 第6条 特約の消滅
- 第7条 特約の払戻金
- 第8条 特約の更新
- 第9条 普通保険約款の規定の適用

特定損傷特約(2022)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

第2編 この特約の保険給付に関する規定

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
特定損傷給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、次の条件のすべてを満たす治療を受けたとき。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発生した不慮の事故（別表11）による特定損傷（別表32）に対して受けた治療 イ. 前アの不慮の事故（別表11）の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 ウ. 病院または診療所（別表14）において受けた別表33に定める治療	特約給付金額	主契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に定める傷害疾病給付受取人

第3条 備考

【備考1】責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

- 同一の不慮の事故（別表11）を直接の原因とする特定損傷（別表32）に対する特定損傷給付金の支払は、1回のみとします。
- 特定損傷給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて10回を限度とします。
- 特定損傷給付金の受取人を第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

(給付金を支払わない場合)

第4条 前条第1項に定める特定損傷給付金の支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

特定損傷給付金の免責事由

次のいずれかにより被保険者が特定損傷給付金の支払事由に該当したとき。

- ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- イ. 前条第1項の傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められている場合には、その者の故意または重大な過失。ただし、その受取人が特定損傷給付金の一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の傷害疾病給付受取人に支払います。
- ウ. 被保険者の犯罪行為
- エ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- キ. 地震、噴火または津波
- ク. 戦争その他の変乱

- 2 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特定損傷給付金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、特定損傷給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

(中途付加された特約の責任開始期)

第5条 主契約の締結後に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
 - ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
 - イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(特約の消滅)

第6条 特定損傷給付金の支払回数が第3条（給付金の支払）第3項に定める支払限度に到達した場合には、この特約は消滅します。

(特約の払戻金)

第7条 この特約については、払戻金はありません。

(特約の更新)

第8条 この特約の保険期間が主契約の保険期間満了の前日に満了する場合、契約者が、この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、この特約の保険期間満了の日の翌日に、この特約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限り）は更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。

- (1) この特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が60歳のとき。
 - (2) 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合、更新後の特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の特約の保険期間を更新前と同一とした場合に、更新後の特約の保険期間満了の日が、次の各号に定める日のうちいずれか先に到来する日をこえるときは、その日まで保険期間を短縮して更新します。
- (1) 主契約の保険期間満了の日
 - (2) 被保険者の年齢が60歳となる契約応当日の前日
- 3 この特約の保険期間が満了する際、主契約が更新する場合は、契約者が特に反対の意

思を会社に書面で通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。この場合、前2項の規定を準用します。ただし、前回の特約の更新の際に、前項ただし書の規定によりこの特約の保険期間を短縮して更新した場合には、その短縮前の保険期間と前項第2号に定める日までの期間のいずれか短い期間を更新後の特約の保険期間とします。

4 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号に該当しない場合には、会社がこの特約と同種の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱いに準じて、会社の指定するこの特約と同種の特約を主契約に付加します。

5 前4項の規定のほか、この特約の更新については、普通保険約款に定める主契約の更新に関する規定を準用します。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。